

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年6月3日

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 多田 英夫

1 当該招請の主旨

本業務は、既に運用している火山遠望観測装置等の点検及び調整を行うものである。本招請は、後述する応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求めるものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作並びソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 火山遠望観測装置等の点検及び調整

(2) 業務内容 既設の火山遠望観測装置の性能・機能を保全し、観測精度の維持を図るために点検及び調整を行う。

(3) 履行期限 令和5年3月24日(金)

3 業務目的

火山遠望観測装置等の正常な機能を維持し、安定した装置の運用を行うために、当該装置の点検及び調整を行うものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 東京管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

火山遠望観測装置及び火口カメラ装置は、常時観測を行っている活火山において、火山活動に伴う噴煙と表面現象等を観測するため、火山を撮影して映像又は画像をNTT専用回線経由で気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター等へ伝送する装置である。

当該装置は火山噴火等による災害の軽減に資するため、火山防災上極めて重量な業務に使用するものであることを十分に理解しているとともに、火山観測業務等に支障を与えない技術を有し、活火山を撮影する装置並びに映像又は画像を送信する装置の保守点検について実績を有すること。

(3)設備・システムに関する要件

火山遠望観測装置及び火口カメラ装置の特性・機能仕様を理解し、当該業務を実施するために必要な消耗品の交換と修理及び試験を行う機動的な設備を有すること。

(4)中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性が確保できる者であること。

(5)守秘性に関する要件

ア 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 当台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(6)業務執行体制に関する要件

履行期限までに点検清掃及び総合動作確認を完了する体制を有すると共に、点検後に発生した不具合並びに障害等について必要な連絡窓口及び保守体制を持つこと。

(7)業務実績に関する要件

遠望カメラ及び映像伝送装置等の点検調整を実施した実績を有すること。

(8)その他必要と認める要件

本装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1)担当部局

〒204-8501

東京都清瀬市中清戸3-235

東京管区気象台総務部会計課第一契約係

電話042-497-7188

(2)説明書の交付期間、場所

令和4年6月3日(金)から令和4年6月22日(水)まで (1)に同じ。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年6月23日(木)17時00分 (1)に同じ。持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

- (1)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2)関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ。
- (3)一般競争方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4)令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において
関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を
提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で
当該入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を受けていなければならない。
- (5)詳細は説明書による。